指定介護予防支援事業所の運営規程

鴨川市福祉総合相談センター

(事業の目的)

第1条 鴨川市が開設する福祉総合相談センター(以下「センター」という。)が行う指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者(以下「担当職員」という。)が、要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅 において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
 - 2事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、理解 しやすいように説明を行う。
 - 5 事業所の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、介護保険施設、その他インフォーマルサービスや住民による自発的な活動など、各関係団体との連携に努める。

(センターの名称等)

- 第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ①名称 鴨川市福祉総合相談センター
 - ②所在地 鴨川市八色887番地1(鴨川市総合保健福祉会館内)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - ①管理者 1名(常勤)

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

②担当職員

保健師 1名以上 (常勤)

介護支援専門員 1名以上 (常勤)

社会福祉士 1名以上(常勤)

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - 1営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - 2 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、火曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時 00 分までとする。

(指定介護予支援等の提供方法)

第6条 指定介護予防支援等の提供方法等は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従い実施するものとす る。なお、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントにおいて準用する。

(涌常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、鴨川市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

- 第9条 利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、高齢者虐待防止のための指針を整備して次の 事項に取組むものとする。
 - (1) 高齢者虐待に対する相談対応
 - (2) 虐待防止ネットワークへの参画及びの事業所内の組織について
 - (3) 虐待を防止するための職員の研修について
 - (4) その他虐待防止のために必要な事項

(その他運営についての留意事項)

- 第10条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修 年2回程度
 - 2担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持をする。
 - 3担当職員でなくなった後においても秘密保持を徹底させるものとする。
 - 4 センターは指定介護予防支援等の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ 効率的に指定介護予防支援等の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配 慮する。
 - 6この規程の施行にあたっては、鴨川市介護保険運営協議会の意見を踏まえることとし、施行後は 職場において見やすい場所へ掲示及び利用者等が閲覧できる状態としておくこと。
 - 5この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は鴨川市及びセンターの管理者との協議に 基づいて定めるものとする。

施行期日

この運営規程は、平成24年4月1日から施行する。

施行期日

この改正後の運営規定は、令和3年10月1日から施行する。